



◆感染予防対策と 歯科外来診療医療安全対策加算 歯科外来新郎医療感染対策加算について

当医院では患者さまに安心して治療を受けて頂くために、さまざまな感染予防対策を行っております

そして 以下の基準を満たす環境を整え関東厚生局に届出を受理されております

そのため 初診料および再診料にはの保険点数が加算されています

実際に設置・使用している機器については院内待合室にその内容を掲示していますので来院の際にご覧ください

◆ 当医院の設備は以下のとおりです

- ・A E D (自動体外式除細動器)
- ・パルスオキシメーター (経皮的酸素飽和度測定器)
- ・酸素
- ・血圧計
- ・救急蘇生セット (薬剤を含む)
- ・歯科用吸引装置



◆ 診療における偶発的等緊急時に円滑な対応ができるよう 以下の保険医療機関との事前の連携体制を確保しています

- ・連携医療機関：麻生病院

◆ 口腔内で使用する歯科医療機器等について 患者ごとの交換や 専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じています

◆ 感染症患者に対する歯科診療について ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保しています

◆ 歯科用吸引装置等により 歯科ユニットごとに歯牙の切削や義歯の調整 歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引出来る環境を確保しています

